

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	金融機関等から債権放棄を受ける再生企業が、債務免除益に対する課税を回避する「企業再生税制（評価損の損金算入、期限切れ欠損金の優先控除）」の適用を受けるためには、2以上の金融機関による債権放棄が行われていること等の要件を満たす必要がある。 このため、例えば、金融機関から債権を取得した再生ファンド等が債権放棄を行う場合など、合理的な再生計画に基づく債権放棄であっても同措置の適用が受けられないケースも存在することから、合理的な再生計画に基づく債権放棄について、「企業再生税制」の適用が認められる要件を拡大すること。 加えて、現状、企業再生税制が適用される場合であっても、評価損の金額が小額（1,000 万円未満（有利子負債 10 億円未満の企業は 100 万円未満））の資産については、評価損の損金算入が認められていないが、資産評価が行われている場合には、評価損の計上（損金算入）を認めること。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。 (2) 施策の必要性 金融機関の金融円滑化の対応状況は、貸出条件の変更等の実行率が 9 割を超える水準になっているなど、基本的にはその取組みは定着してきていると考えられるものの、単なる金融上の貸出条件の変更等の対応にとどまることなく、官民の関係機関が緊密に連携することにより、中小企業の真の意味での経営改善に繋がる支援を強力に推し進めていく必要がある。 また、中小企業金融円滑化法が最終期限（平成 25 年 3 月末）を迎えるに当たっての出口戦略として、各地における中小企業の経営改善・事業再生支援を行うための環境整備が強く求められており、平成 24 年 4 月 20 日に公表された「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」においても、中小企業の事業再生等にかかる施策の強化について掲げられている。 上記のとおり、現在、中小企業の事業再生への施策が強く求められており、本件要望を実現することは、中小企業の事業再生の促進、地域経済の活性化のために必要な施策と思われる。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	Ⅱ－２ 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		政 策 の 達 成 目 標	事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず。
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	500～600 社 【算出方法】 金融円滑化法に基づく貸付条件変更先のうち特に事業再生支援等が必要な先（推計）：5～6 万社 中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了企業数に占める平成 17 年税制改正（企業再生税制）適用企業数の割合：1 % ※①×②＝500～600 社
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	合理的な再生計画に基づく債権放棄について、「企業再生税制」の適用が認められる要件を拡大することは、事業再生を促進し、地域経済の活性化に繋がり有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし

		要望の措置 の 妥 当 性	「合理的な再生計画」に基づく債権放棄である場合には、企業再生税制の適用を可能とすることや、評価損の金額が小額の資産であっても資産評価が行われている場合には、評価損の損益算入を認めることは、真に資金提供が必要な事業再生の実効性を高め、地域経済の活性化を図るものであり、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	新設要望のため、該当せず。	
	租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段としての有効性)	新設要望のため、該当せず。	
	前回要望時 の達成目標	新設要望のため、該当せず。	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	新設要望のため、該当せず。	
これまでの 要 望 経 緯			本年度からの要望である。